

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2012年6月4日公表)

産業構造審議会通商政策部会不公正貿易政策・措置調査小委員会が、本日とりまとめ・公表した2012年版不公正貿易報告書は、改善が求められる主要国の貿易政策・措置について、WTO協定をはじめとする国際ルールに照らして広範にわたる指摘を行っている。

各国の貿易政策・措置を巡る近年の動向としては、欧州の財政危機や世界金融危機後継続していた世界経済の回復基調が鈍化し始めたことを受け、一昨年秋以降急増した保護主義措置が依然として高水準に止まっていること、G20メンバー国をみても、貿易救済措置の発動や関税引上げ・輸入制限等がやや減少している反面、食糧や資源・エネルギーに対する輸出制限措置の顕著な増加が観察されるといったことが強く懸念されている。自由貿易体制の不安定化につながらないよう世界的な保護主義措置の監視の強化が図られている。

経済産業省としては、上記の動向を注視しつつ、積極的に個別問題の解決を図っていく。特に当面の優先度が高いと考える事項は以下のとおりである。

なお、昨年度の取組方針掲載案件に関する取組状況は(参考)のとおりであり、様々な案件で顕著な改善が見られている。

二国間・多国間協議やWTOの紛争解決手続への付託等を通じて問題解決を図るもの

下記案件については、二国間協議やEPAのビジネス環境整備小委員会、WTO通常委員会等の相互レビュー、WTO等の紛争解決手続への付託等を通じて問題解決を図っていく。

○中国

- ・アンチ・ダンピング調査における不適切な運用の是正
- ・内外差別的な政府調達制度の改善

※中国はWTO政府調達協定への加盟交渉中ではあるが、加盟交渉中に同協定の内外無差別の方向性に逆行して導入された措置があることから取り上げた。

- ・模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

○アジア各国(ASEAN、韓国、台湾、香港、インド)

- ・模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

○インドネシア

- ・鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題への対応

○米国

- ・サンセット・レビュー(アンチ・ダンピング措置の継続に係る期末審査)手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日AD措置の早期撤廃

○アルゼンチン

- ・輸入許可審査制度の運用の是正

既にW T O紛争解決手続を開始したもの

下記案件については、我が国がW T O紛争解決手続に付託しており、同手続を通じて措置の撤廃・是正を求めていく。

○中国

- ・ 原材料の輸出制限措置への対応

○カナダ

- ・ オンタリオ州の再生可能エネルギー関連の電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ義務の撤廃

W T O勧告の早期履行を求めていくもの

下記案件については、我が国等がW T O紛争解決手続に付託した結果、措置のW T O協定整合性の確保を求めるW T O勧告が採択されているところ、勧告の早期かつ完全な履行やW T O勧告の趣旨に則った適切な対応を求めていく。

○米国

- ・ ゼロイングの確実な廃止
- ・ バード修正条項に基づく通関済物品からのアンチ・ダンピング税及び相殺関税収入の米企業向け分配の停止
- ・ W T O協定違反とされた関税法の早期改正（熱延鋼板）

○E U

- ・ 無税とされるべきW T O情報技術協定（I T A）対象製品に対する関税賦課の廃止

東日本大震災の原発事故に伴う放射性物質の流出に関連し、諸外国における我が国製品に対する輸入禁止・制限措置については、科学的根拠に基づく措置か否かも含め、W T O関連協定と整合的に行われているか否かを注視していく。

(参考) 昨年の優先取組方針掲載案件に係る取組状況

対象国・地域	優先取組事項	改善・取組状況
中国	原材料の輸出制限措置への対応	<p>2010年1月、米国等の要請により設置されたWTO紛争処理小委員会（パネル）（対象品目：ボーキサイト、コークス、ホタル石、マグネシウム、マンガン、シリコンカーバイド、シリコンメタル、黄リン及び亜鉛の9品目）に我が国も第三国参加し、我が国としての意見を陳述。2011年7月には、上記9品目に関する中国の輸出数量制限・輸出税は、WTO協定に整合的でないとのパネル報告書が公表された。同年8月に中国は上訴したが、2012年1月末にパネルの判断を概ね支持するWTO上級委員会報告書が公表された。</p> <p>2012年3月、我が国は、米国及びEUとともに、中国のレアアース・タングステン及びモリブデンに対する輸出制限措置（輸出数量制限、輸出税、最低輸出価格）について、WTO協定に基づく協議要請を行った。</p> <p>また、上記取組と並行して、中国商務部、工業信息化部、国家発展改革委員会に対し懸念を伝えるなど、様々なレベルにおいて働きかけを継続しているところ。</p>
	アンチ・ダンピング措置に係る不適切な運用の是正	<p>2011年10月に行われたAD委員会における中国経過的審査メカニズム（TRM）において、我が国から中国のAD調査の問題点について指摘を行った。また、個別事案についても政府意見書の提出等を通じて同協定上の問題点を指摘するとともに、中国商務部との間で対日AD案件に関する意見交換を実施している。</p> <p>今後とも、中国調査当局がWTO協定整合的に制度を運用するよう注視をしていくとともに、我が国の指摘に対し改善が見られない場合には、WTO協定の下で取り得る手段の活用も視野に入れつつ、中国側に強く働きかけていく。</p>
	自主イノベーション製品認定制度における差別の是正やその他の政府調達に係る制度及び運用の改善	<p>自主イノベーション製品認定制度について、2011年5月、米国は、第3回米中戦略経済対話の成果として、中国が政府調達の優遇と自主イノベーション製品をリンクさせないよう条例案を見直すと表明した旨を発表した。その後、6月28日中国財政部はホームページ上で「自主創新製品の政府購買予算管理弁法など3件の文書の執行停止に関する通知」を発表し、本制度の関連規則の一部の執行を停止した。</p> <p>さらに11月には、米国は、第22回米中商業貿易合同委員会の成果として、中国は国務院が地方政府に対し、政府調達の優遇と自主イノベーションをリンクさせるカタログを12月1日までに削除するよう要求したことを表明した旨を発表した。</p> <p>我が国としては、中国が米国の発表どおりに中央・地方政府ともに自主イノベーション制度を政府調達の優遇対象としないように制度を改めていくのか、その実施状況について引き続き注視しており、また、政府調達法実施条例案、政府調達国内製品管理弁法案など、他の政府調達における国内産品優遇、特に技術移転を事実上の要件とした国内産品優遇制度についても、その動向を注視するとともに、是正の働きかけを行っているところ。</p>

	模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応	知的財産権保護に関する官民合同ミッションの派遣（2011年4月のハイレベル派遣、及び11月の実務者レベル派遣）、さらには2011年10月の日中知的財産権ワーキング・グループ等により、制度改善の要請と協力の両面から取組を実施。
	出版物及び音響映像娯楽製品の貿易権及び流通サービスに関するWTO勧告の早期履行	WTO勧告の履行期限は2011年3月19日となっていた。我が国は、2011年11月のWTOサービス貿易理事会における中国経過的審査メカニズム（TRM）において、WTO勧告の早期履行を求める書面質問を予め提出するとともに、WTO勧告の早期履行を求める発言を行った。 中国は、2012年2月22日の紛争解決機関会合において、WTO勧告を大部分履行したこと及び米中両国が2012年2月18日に紛争解決に向けた覚書に合意したことを表明した。2012年5月11日、中国及び米国は覚書に署名したことを紛争解決機関会合に通知した。 我が国としては、米中両国の動向に留意しつつ、中国の関連法制度の改正動向や施行状況について今後も引き続き注視していく。
アジア各国・地域（注）	模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応	APEC、WIPO、WTO等の多国間協議や二国間協議の場において、各国・地域内の法制整備、取締強化等を要請するとともに、各国・地域における関係機関の人材育成を引き続き支援。
	サンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日AD措置の早期撤廃	2011年には、春・秋に開催されたWTO・AD委員会で長期にわたって継続しているAD措置の早期撤廃を求め、また、日米経済調和対話において、同年2月、7月に開催された事務レベル会合、10月の上級会合及び追加的なアドホック協議等を通じ、長期継続措置の早期撤廃について要求を行うとともに、米国とサンセット・レビュー手続の運用に関する詳細な議論を行った。
米国	ゼロイングに係るWTO勧告の早期履行	2007年1月、ゼロイングはWTO協定違反との上級委員会の判断が示されたが、米国は是正勧告の履行期限を徒過しても履行内容を明らかにしなかったため、2008年4月、我が国は履行確認パネルの設置を要請。この結果、2009年8月、米国は履行義務を未履行とする上級委員会の判断が確定したが、なお履行を実施する動きがなかったことから、2010年4月、対抗措置の規模を決定する仲裁手続の再開を申請。その後、同年12月、米国はゼロイングのWTO勧告履行に関するための商務省規則改正案を公表し、これに対するパブリックコメントを受け付けると発表。（なお、仲裁手続については、同年12月10日、日米間で一時中断することで合意）。 米国の発表を受け、我が国は米国と非公式に協議を行い、商務省規則改正案の内容等について議論を重ねた結果、2012年2月6日、米国は我が国との間で本件紛争の解決に向けた覚書に合意した。この覚書に基づき、同月14日、米国は商務省規則の改正を官報に掲載して公表した（同年4月16日以降になされる仮決定から新規則が適用される。）。 我が国は、米国が本件紛争の解決に向けて重要な一步を踏み出したことを歓迎するとともに、ゼロイングが確実に廃止されるよう、今後、米国の新規則に基づく運用を注視していく。

	バード修正条項に基づく分配の停止	<p>米国は、2006年2月にバード修正条項を廃止したが、経過規定により分配が継続しているため、我が国は日米経済調和对話等の枠組みにおいて分配停止を申入れるとともに、対抗措置を毎年延長。いまだ米国において分配停止の動きが見られないことから、2011年9月、分配額を踏まえた税率変更の上、対抗措置をさらに1年間延長しているところ。</p>
	日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置に係るWTO勧告の早期履行	<p>2010年まで引き続き紛争解決機関会合で米国に対してWTO勧告の早期履行を継続的に求めたほか、日米の事務レベルでの協議や対米WTO貿易政策審査(TPRM)でも議題・質問として取り上げ、2011年にも日米経済調和对話で議題として取り上げた。</p> <p>(2011年6月、1999年以来継続されてきた日本製熱延鋼板に対するAD措置自体は、米国調査当局による見直し調査の結果、2010年5月26日に遡り撤廃された。)</p>
EU	無税とされるべきWTO情報技術協定(ITA)対象製品への関税賦課の是正	<p>我が国は米国・台湾とともに、2008年5月にWTO協定に基づく協議を要請。同協議は不調に終わり、2008年8月パネル設置を要請。2010年8月、同パネルは我が国の主張を全面的に認めた報告書を公表。EUは上訴を行わず、9月に開催されたWTO紛争解決機関会合においてパネルの判断が確定。その後、我が国等は、履行期間についてEUと協議を実施。12月、我が国等とEUは履行期限を2011年6月30日とすることに合意。その後、EUは、2011年6月25日付け官報で不当な関税率表を修正する履行措置を公表し、これを同年7月1日より施行した。さらに2012年2月9日付け官報で多機能複合機、同年2月21日付け官報で多機能複合機及びセット・トップ・ボックスの分類基準にかかる新規則を発表した。なお、モニターについては、違反とされた関税規則を2009年に撤廃しているが、新しい関税規則は未だ発表されていない。</p> <p>今後、我が国はEUの履行措置がパネル報告書に整合的に設計・運用がなされるよう働きかけを行うとともに、監視を続ける。</p>
カナダ	電力固定価格買取り制度に係るローカルコンテンツ義務の撤廃	<p>カナダ・オンタリオ州の再生可能エネルギー関連の固定価格買取り制度が義務づけているローカルコンテンツ要求は、内国民待遇義務を定めるGATT第3条、TRIM協定第2条違反の可能性があるとともに、WTO補助金協定第3条に定める禁止補助金(国内産品優先補助金)に該当する可能性があることから、2010年9月、カナダに対してWTO協定に基づく協議要請を実施したが、協議で解決せず、我が国は2011年6月にパネル設置要請を行い、現在、パネルによる審理が行われている。</p>
ロシア	自動車等の関税引き上げ措置の撤廃	<p>ロシアはWTOに近々正式加盟し、加盟と同時に関税引き上げ措置は撤廃される見込み。</p>
アルゼンチン	輸入許可審査制度の運用の是正	<p>2009年3月に経済産業審議官から駐日アルゼンチン大使へ、2009年8月に現地大使館からアルゼンチン工業省に対し申入れを行う等の働きかけを行った結果、複数の個別輸入案件について許可が下りる等の改善が見られたところ。しかし、その後も他の製品について輸入ライセンスの発給遅延が続き、ライセンス対象品目も拡大した。さらに、2012年2月には、事前輸入審査制度が導入された。そのため、我が国としてWTO輸入ライセンス委員会及びWTO物品理事会において、EU・米国等と共同して累次にわたり懸念表明を行うとともに、現地大使館等を通じた申入れも継続しているところ。</p>

(注) アジア各国・地域：ASEAN、韓国、台湾、香港、インド

「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた 個別貿易政策・措置の動き

本年の「経済産業省の取組方針」に掲げた優先取組事項の概要は以下のとおり。

<中国>

アンチ・ダンピング措置に係る不適切な運用の是正

中国は、1995年以降、2012年3月末までに71件のAD調査を開始しているが、その調査対象製品のほとんどが素材型産業、特に化学品、鉄鋼製品で占められており、特定業種によるADの活用が浮き彫りになっている。

WTO加盟前も含めた中国によるAD調査のうち、我が国産品が対象に含まれる案件は34件であり、うち25件についてクロの最終決定が出されてAD措置が発動され、そのうち19件については現在もAD課税が継続している。

我が国は、これまで中国調査当局に対し、AD協定に整合的ではないと考えられる点について、政府意見書の提出や中国政府関係者との協議、AD委員会等の様々な機会を活用し、以下の点のような我が国の意見を伝えるとともに、改善の申入れを行ってきた。

- ①損害（因果関係）の決定に関し、ダンピング輸入以外の要因の国内産業への影響を適切に評価し、これらの要因による影響と、ダンピング輸入による影響とを「分離・峻別」した上で、その分析方法についての十分な説明を行うべき。
- ②利害関係者が十分に自らの利益を守ることができるよう、重要事実の開示や最終決定において、ダンピング・マージン計算の根拠や方法を十分に説明し、また、算定に利用したファクツ・アヴェイラブル（FA）の出典を明らかにすべきである。

これまで我が国が指摘した問題点のうち、例えば、AD調査開始の際に被調査企業に調査開始通知が行われるようになったことや、個別ケースにおいて調査上の問題点を改善するなど、一定の成果も見られている。しかしながら、中国のAD調査には、AD協定及び各国の調査当局における一般的なプラクティスに照らすと問題点も多く、引き続き改善を求めていく必要がある。

内外差別的な政府調達制度の改善

2009年11月に科学技術部、国家発展改革委員会及び財務部が公表した自主イノベーション製品認定制度は、①コンピューター及び関連機器、②通信機器、③最新オフィス機器、④ソフトウェア、⑤新エネ及び設備、⑥高効率省エネ製品について、中国で知的財産権を保有していることや、商標の初期登録地が中国であること等を条件に「国家自主创新製品」として認定し、政府調達の際に優遇を行うものである。

本制度は、外国企業の製品に対し差別的な措置となる可能性があり、G20等における保護主義への反対という首脳間でのコミットメントに相反するものとなるおそれも強いことから、我が国の政府、産業界ともに強い懸念を表明した。

日米欧の産業団体は2009年12月10日付けで抗議書簡を発出し、米国、欧州も懸念の表明や協議を要請するレターを発出した。

我が国は、本件制度が適用される製品の認定条件などが不明であることから、外交ルートを通じて中国政府に内容を照会し、本件制度が適用される製品や基準など不透明な点について、科学技術部に説明を求めるなどした。

2011年5月、米国は、第3回米中戦略経済対話の成果として、中国が政府調達の

優遇と自主イノベーション製品をリンクさせないよう条例案を見直すと表明した旨を発表した。その後、6月28日、中国財政部はHP上で「自主创新製品の政府購買予算管理弁法など3件の文書の執行停止に関する通知」を発表し、本制度の関連規則の一部の執行を停止した。さらに11月には、米国は、第22回米中商業貿易合同委員会の成果として、中国は国務院が地方政府に対し、政府調達の特典と自主イノベーションをリンクさせるカタログを12月1日までに削除するよう要求したことを表明した旨を発表した。我が国としては、中国が米国の発表どおりに中央・地方政府ともに自主イノベーション制度を政府調達の優遇対象としないように制度を改めていくのか、その実施状況について引き続き注視していく。

これに加えて、2010年1月に国務院法制弁公室が発表した政府調達法の実施条例案は、WTO政府調達協定の内外無差別といった原則・規定に合致しない点や、外国製品や外国企業が差別的な取り扱いを受けること等の懸念があることから、我が国政府は、同年2月5日、実施条例を同協定と整合的なものとするよう求めるとともに、同協定への中国の早期加盟を強く期待する旨の意見を提出した。

また、産業界からは日本機械輸出組合のほか、在北京の中国日本商工会、日本貿易振興機構(JETRO)及び電子情報技術産業協会(JEITA)北京事務所の三者が連名で、実施条例を同協定と整合的なものにするよう求めるなどの意見を提出した。これらのパブリックコメントを受けた実施条例の最終案は公表されていない。また、2010年5月に公表された政府調達国内製品管理弁法案は、国内製品について、「中国国内で生産され、国内生産コスト比率が50%を超える最終製品」と定義し、その認定方法を定めている。同年6月、我が国政府及び産業界は、管理弁法案に対しても、同協定の内外無差別原則に合致しないなどとの意見を提出した。

以上のような自主イノベーション製品認定制度、政府調達法実施条例案、政府調達国内製品管理弁法案など、政府調達分野における中国の一連の措置は、中国が政府調達協定に未加盟である現時点では協定上の問題とはならないが、中国は現在加盟交渉を行っているところであり、引き続き政府調達における国内産品優遇、特に技術移転を事実上の要件とした国内産品優遇制度について、その動向を注視するとともに、是正の働きかけを行っていく。

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

中国においては、WTO加盟を契機に知的財産権保護に係る関連法の改正が進められており、実体法制の整備という面のみについて見れば、いくつかの点については、なお改善が必要であるものの、概ねTRIPS協定に整合的な内容となったと考えられる。しかしながら、依然として、法制度上の問題も存在することに加え、体制面等運用上の問題が多く存在し、かねてから中国について問題視されてきた模倣品・海賊版等の不正商品の横行という実態は、中国政府当局の取組にもかかわらず、最近に至っても改善を見せていない状況である。

2002年より、日本政府と国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)が共同で知的財産保護官民合同訪中代表団を継続して派遣しており、2011年4月に、初めて地方政府である広東省に代表団(ハイレベル)を派遣するとともに、11月には北京に官民の知財実務者レベルの代表団を派遣し、中国政府に対して法制度及び運用面の改善等の要請・働きかけを行っている。

また、2009年6月に、経済産業省と中国商務部(中国における知財の対外取りまとめ機関)、同年8月に経済産業省と中国国家工商行政管理総局(商標法、不正競争

防止法を所管)との間で、また、同年12月に特許庁と中国国家知識産権局(特許法、
実用新案法及び意匠法を所管)と相次いで覚書が交換されている。これらの覚書に基
づいて、日中知的財産権ワーキング・グループが開催される等、二国間の様々な機会
及び枠組みを通じて、国内法制の整備及びその適切かつ効果的な運用、行政・司法各
部門での取締強化等を要請してきた。2011年10月には第3回目の日中知的財産権ワ
ーキング・グループが神戸で開催された。さらに、インターネット上の模倣品・海賊
版対策として、インターネット侵害対策シンポジウムを開催している。2011年8月
には第2回インターネット侵害対策シンポジウムを東京で開催し、中国商務部と中国
のISP事業者、中国の弁護士等を日本に招聘し、日本の主なISP事業者及び知的財
産権を保有する日本の権利者と権利侵害品の削除、予防等について意見交換等を実施
するとともに、中国の税関、警察、裁判所、知的財産権に関する行政機関等、関係機
関の体制整備を支援することにより、人材と制度の両面から問題解決に向けた取組を
行っている。

権利者に対しては、経済産業省に設置された政府の一元的な窓口である「政府模倣
品・海賊版対策総合窓口」を中心に、個別企業からの相談や中国政府に対する情報提
供依頼への対応等に加えて、業界単位での中国政府・業界との意見交換等、民間ベ
ースでの各種活動に対する支援も行っており、今後も引き続きこうした支援を継続し
ていく。さらに、毎年、日系企業の被害状況及び中国における関係当局の取締実態を把
握することを目的としたアンケート調査等も実施しており、現状の把握を行っている。

近年、中国における知的財産権の侵害に対する刑事訴追件数が増加する兆しが見受
けられ、また、法人の刑事訴追基準に係る閾値の引き下げが行われる等、一部に中国
における模倣品・海賊版被害の減少に向けての進展は見られるものの、依然として、
模倣品・海賊版等の不正商品の横行による被害は大きな懸案である。我が国の企業(権
利者)が受けている被害も甚大であることから、今後も引き続き、法制度の適切な整
備及びその運用の徹底、刑事上・行政上の取締強化、法令執行に係る情報の提供等を
求めていく。

原材料の輸出制限措置への対応

中国政府はコークスや亜鉛、レアアース等、多くの原材料品目について、輸出許可
証を発給し、輸出可能な者、輸出可能な数量を管理し、また、輸出に際しても高率な
輸出税を賦課している(2011年、コークス:40%、亜鉛:30%、レアアース:25%
等)。

本件に関連して、米国・EUは、2009年6月、WTO協定に基づく協議要請を実施
(同年8月、メキシコも協議要請を実施)(対象品目:ボーキサイト、コークス、ホ
タル石、マグネシウム、マンガン、シリコンカーバイド、シリコンメタル、黄リン及
び亜鉛の9品目並びに同9品目を原材料として使用した加工品・半加工品)したが、
同協議が不調に終わったため、2010年1月パネルが設置された(DS394、395、398)。
我が国は第三国参加。中国は、当該輸出制限措置は、環境保護と有限天然資源の保存
のための措置でありWTOルールに整合的であると主張したが、2011年7月5日に
中国の措置は、GATT第11条(数量制限の一般的禁止)及び中国のWTO加盟議定
書(輸出税の撤廃・上限輸出税率の設定)等に整合的でないとのパネル報告書が公表
された。同年8月に中国は上訴したが、2012年1月末にパネルの判断を概ね支持す
る上級委員会報告書が公表された。その後、2012年3月、我が国は、米国及びEU
とともに、中国のレアアース・タングステン及びモリブデンに対する輸出制限措置(輸

出数量制限、輸出税、最低輸出価格) について、WTO 協定に基づく協議要請を行った (DS431、432、433)。

上記取組と並行して、中国商務部等に対し、輸出規制措置の WTO 協定整合性についての懸念を伝えるなど、様々なレベルにおいて働きかけを継続している。

<アジア各国・地域 (ASEAN、韓国、台湾、香港、インド) 等>

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

アジア各国・地域においては、知的財産権保護の必要性が高まりつつあるが、法制度や運用等において改善すべき点は多く、知的財産権の保護強化が必要不可欠である。

我が国は、APEC、WIPO、WTO 等の多国間や各国との EPA 等の二国間の様々な機会及び枠組みを通じて、各国・地域における法制度の適切な整備及びその運用の徹底、行政・司法各部門での取締の強化等を要請してきた。2008 年 2 月には初めてインドへの官民合同ミッションを派遣し、両国の知的財産の専門家が意見交換を行うとともに、インドにおける知的財産権の保護強化を訴えた。

また、現地の税関、警察、知的財産権に関する行政機関等、関係機関の人材育成の支援を行い、人材と制度の両面から問題解決に向けた取組を行っている。2011 年度は、韓国、香港、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、インドにおいて、現地の税関、警察等の職員を対象に、模倣品の取締りに関する実践的なノウハウを提供する真贋判定セミナーを開催した。

ASEAN 諸国が不正商品の流通国となっている事例が多いが、かかる事態を改善するために、関係国間において知的財産権侵害に関する情報交流を促進する必要がある。2007 年 6 月の APEC・IPEG において、我が国が提唱した税関専門家と知財専門家による合同セッションの発足が合意されたことを受け、2008 年 2 月にはペルーにおいて税関専門家会合と知財専門家会合の合同セッションが開催されるなど、我が国は知的財産権保護の強化に関する国際的な取組を先導している。

模倣品・海賊版被害を受けている我が国企業への支援として、経済産業省に設置された政府の一元的な窓口である「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を中心に、個別企業による相談や情報提供依頼への対応を行っている。また、政府模倣品・海賊版対策総合窓口では、外国政府の制度・運用等の対応に問題があることにより、知的財産権に関し利益が適切に保護されていない事案がある場合、我が国民間企業・団体等から「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」に基づいた申立を受け付けている。2005 年の本制度の創設以降、香港、トルコ、マレーシアについて 3 件の申立があった。香港の商号登記問題については、香港政府との政府間協議を行った結果、問題解決に至った。トルコの商標権侵害問題、マレーシアの著作権侵害 DVD の流通問題については、政府間協議等を通して改善要請を継続している。

アジア各国・地域では、不正商品の製造及び流通等、模倣品・海賊版等の不正商品の横行の実態は依然として大きな懸案である。我が国企業が受けている被害も大きいことから、我が国としては、今後も引き続き、法制度の適切な整備及び運用の徹底、刑事上・行政上の取締強化、法令執行に係る情報の提供等を求めていく。

<インドネシア>

鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題への対応

インドネシアは、ニッケルや銅などの鉱物について、インドネシア国内での精錬・精製義務や生産量及び輸出量管理やローカルコンテンツ要求を含む鉱業法の改正を

行った（2008年12月16日新鉱業法可決、2009年1月12日に大統領の署名を経て公布・施行）。さらに、施行から1年以内に制定するとされていた「新鉱業法」の運用に関する細則は、2012年2月6日に高付加価値義務に関するエネルギー鉱物資源大臣令及び同年2月21日にインドネシア資本への株式譲渡義務に関する政令改正が発表された。後者は、投資後10年以内にインドネシア資本比率を51%まで高めること等を定めている。高付加価値義務を課して鉱石の輸出を制限する措置及びローカルコンテンツ要求は、WTO協定のみならず、日尼EPA上も問題となり、また我が国企業の保有株式についてインドネシア資本への譲渡義務を課す措置は、日尼EPA投資章の規定に抵触する可能性がある。なお、同年5月7日付で商業大臣令、5月16日付で財務大臣令及び改正エネルギー鉱物資源大臣令（2月6日令）が発表され、輸出税や精錬計画の提出、輸出業者・量の登録・許可義務など、一定の条件をクリアすれば鉱石の輸出が可能である旨規定された（2014年以降は、高付加価値化義務が課される予定）。

我が国は、かねてよりインドネシア政府に対して懸念を伝えていたところであり、また上記ルール整合性を踏まえ、2009年12月の日尼EPAに基づく投資小委員会において懸念を表明し、さらに、2011年10月に開催されたWTO・TRIM委員会においては、米国・EUと連携して懸念を表明した。また、2011年2月、松下経済産業副大臣（当時）から経済担当調整大臣に、2011年6月、海江田経済産業大臣（当時）から工業大臣に、2011年9月、枝野経済産業大臣から副大統領、経済担当調整大臣、工業大臣、商業大臣に、2011年11月、枝野大臣から商業大臣、日インドネシア経済合同フォーラムにおいて、枝野大臣及び経団連から経済担当調整大臣、エネルギー鉱物資源大臣、工業大臣に、2012年2月枝野大臣から大統領諮問委員にそれぞれ新鉱業法について懸念を表明した。

引き続き、我が国は、WTO関係委員会、日尼EPAに基づく小委員会等の枠組み及び二国間での協議等の場を活用し、改善を働きかけていく。

<米 国>

サンセット・レビュー（アンチ・ダンピング措置の継続に係る期末審査）手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日AD措置の早期撤廃

AD協定上、サンセット・レビュー手続において継続の必要性が認められない限り、AD課税は原則5年間で失効（サンセット）するが、米国の運用実態は国内企業からのレビュー申請がある限り原則継続の判断となっている。

現在、米国は日本製品に対して14件のAD措置を課しているが、最長の措置は33年以上継続しており、4つの措置については20年以上継続している。平均継続期間は15年以上である。

これにより、日本企業の輸出意欲が減退しているばかりか、米国の輸入者及びユーザーに負担を強いる結果となっている。例えば、日本製の鉄鋼製品の一部は品質・信頼性が高く、米国ユーザーから支持を得ているが、AD措置のために他国製品を購入せざるを得ないとの指摘もある。

このため、我が国は、日米経済調和対話や累次のWTO・AD委員会などの場において措置撤廃を要請しているところ。

引き続き、我が国は、国内産業の要請あえあればAD措置を安易に延長するという米国のサンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日AD措置の早期撤廃に向け取り組んでいく。

ゼロイングの確実な廃止

米国は、AD 手続において、ダンピング・マージン計算の際に、国内販売価格を上回る価格で輸出したモデルまたは個別取引毎の価格差を「ゼロ」とみなし、安値輸出のみで計算し、産品全体のダンピング・マージンを人為的に高く算出する方法（ゼロイング）を適用している。ゼロイングは、ダンピングを行っていない取引を実質的に無視する不公平な計算方法である。

我が国は、米国のゼロイングについて、2004 年 11 月に WTO 協定に基づく協議要請、2005 年 2 月にパネル設置要請を行い、個別 AD 措置に対するゼロイングの適用（as applied）に加え、米国のゼロイング制度それ自体（as such）が WTO 協定に違反する旨を主張。2007 年 1 月に発出された上級委員会報告書では、我が国の主張が全面的に認められ、AD 手続全体を通じてゼロイングが WTO 協定違反であることが認定されるとともに、その是正が勧告された。

しかし、是正勧告の履行期限（同年 12 月 24 日）までに、十分な履行措置を米国が採らなかったため、我が国は、2008 年 1 月、対抗措置発動の権利を留保する目的で、WTO に対し対抗措置の承認申請を行った。その後、米国は、実際には勧告の一部についてしか履行措置を採っていないにもかかわらず、他の点についても勧告を履行したと主張したため、同年 4 月、米国が十分な履行措置を実施していないことの確認を求めて履行確認パネルの設置要請を行った。2009 年 4 月に発出されたパネル最終報告書では、我が国の主張が全面的に認められ、ゼロイング制度それ自体（as such）及び、ゼロイングが適用された個別 AD 措置（as applied）について、是正がなされておらず、米国は WTO 勧告を履行する義務を果たしていないと認定された。米国は 5 月に上訴したが、上級委員会も 8 月、パネル報告を全面的に支持した報告書を発出し、米国が WTO 勧告を履行する義務を果たしていないことが確定した。

その後も米国が履行する動きは見られず、我が国は 2010 年 4 月 23 日、米国に対して WTO 勧告の迅速かつ完全な履行を促すため、対抗措置の規模を決定する仲裁手続の再開を申請し、同年 10 月 6 日に仲裁会合が開催された。その後、同年 12 月 28 日、米国はゼロイングの WTO 勧告履行に関する商務省規則改正案を公表し、これに対するパブリックコメントを受け付けると発表した（なお、仲裁手続については、同年 12 月 10 日、日米間で一時中断することで合意。）。

米国の発表を受け、我が国は米国と非公式に協議を行い、商務省規則改正案の内容等について議論を重ねた結果、2012 年 2 月 6 日、米国は我が国との間で本件紛争の解決に向けた覚書に合意した。この覚書に基づき、同月 14 日、米国は商務省規則の改正を官報に掲載して公表した（同年 4 月 16 日以降になされる仮決定から新規則が適用される。）。

我が国は、米国が本件紛争の解決に向けて重要な一歩を踏み出したことを歓迎するとともに、ゼロイングが確実に廃止されるよう、今後、米国の新規則に基づく運用を注視していく。

バード修正条項に基づく通関済物品からのアンチ・ダンピング税及び相殺関税収入の米企業向け分配の停止

米国のいわゆるバード修正条項（1930 年関税法修正条項）は、AD 措置及び相殺関税措置による税収を、当該措置を申し立てた米国内の企業等に分配することを規定したものの。

我が国及びEUを含む計11ヶ国・地域の申立てに基づきパネルが設置された結果、2003年1月に上級委員会がWTO協定違反であるとの判断を示し、是正を勧告した。しかし、米国が同条項の改廃を行わないまま2003年12月の履行期限を徒過したため、2004年11月、我が国及びEU等7ヶ国・地域は対抗措置発動の承認を受け、2005年5月にEU及びカナダが、8月にメキシコが、9月に我が国が対抗措置を発動した。我が国は、ベアリング、鉄鋼等15品目に15%の追加関税を賦課した。

2006年2月、米国において、バード修正条項を廃止する法律が成立した。しかし、同法の経過規定では、2007年10月1日までに通関した産品に係る税の分配が定められており、バード修正条項の廃止後も、分配が継続される限りは、WTO協定違反の状態が継続するとともに、不公正な競争上の優位が米国の生産者等に残ることとなる。こうした状況を踏まえ、我が国は、2006年9月及び2007年9月の二度にわたり、対抗措置をそれぞれ一年間延長した。その後、分配額減少により対抗措置の上限額が減少したことにとともに、品目及び税率を変更した上で、2008年9月、2009年9月、2010年9月に対抗措置をそれぞれ一年間延長した（2008年：ベアリング2品目に10.6%の追加関税賦課、2009年：ベアリング2品目に9.6%の追加関税賦課、2010年：ベアリング2品目に4.1%の追加関税賦課）。2010年も経過措置に基づく分配が行われたことから、2011年9月、税率変更の上、対抗措置をさらに一年間延長している（ベアリング2品目に1.7%の追加関税賦課）。

我が国は、日米経済調和对話やWTO紛争解決機関会合の場において、経過規定に基づく分配の停止を求めており、今後も引き続き、他の共同申立国・地域と連携し、米国に対し速やかに分配を停止し、WTO協定違反の状態を解消するよう強く働きかけていく。

WTO協定違反とされた関税法の早期改正（熱延鋼板）

米国が1999年6月に決定した日本製熱延鋼板に対するAD措置については、我が国の要請に基づいて設置されたパネル及び上級委員会において、米国のダンピング・マージンの算定方法等がWTO協定違反であるとの判断が示され、2001年8月に違反が確定、是正勧告がなされた。

米国は、当初の履行期限（2002年11月）までに、関連する米国の改正等について履行を完了できず、その後3度にわたり履行期限の延長を行った。2005年5月には勧告実施のための法案が議会に提出されたが、同年7月末の履行期限までに成立する見通しが立っていなかったことから、同年7月、我が国は、本件履行に引き続き取り組むという米国の意思を踏まえ、猶予期間の再延長は行わないものの、日本側が対抗措置を発動する権利を留保することで米国と合意した。

しかし、その後、我が国からの再三の履行要請にも拘らず、勧告実施法案は審議未了のまま廃案となったため、2007年1月に改めて甘利経済産業大臣（当時）からシュワブ通商代表部代表（USTR）に対して早期履行を求め、米国政府は同月のWTO紛争解決機関会合において、議会とともに本件に取り組む旨の意思表示を行ったが、その後も米国が勧告を完全履行することはなく、これまでWTO紛争解決機関会合や日米経済調和对話等において我が国から累次の要請を行ってきた。

2011年6月、本件AD措置自体は廃止されたが、未だWTO勧告の完全な履行は行われておらず、WTO紛争解決制度の信頼性を損なわないためにも、引き続き、米国が勧告内容に沿った措置の実施を行うよう働きかけていく必要がある。

< E U >

無税とされるべき情報技術協定 (ITA) 対象製品に対する関税賦課の廃止

EUでは、コンピュータ、同関連機器、半導体といったWTO・ITA (Information Technology Agreement: 情報技術協定) の対象製品が無税とされる一方、テレビやビデオといったITA対象外の電機製品に対して高い関税が課されている。近年、これらの製品の多機能化・高度化が進む中で、ITAの対象として扱われるべき製品が恣意的な関税分類の変更により課税され、また課税が検討される事態が生じている。

IT分野は技術進歩の速い分野であることから、ITAは「各国の貿易制度は、IT製品の市場アクセス機会を拡大するように発展すべき」(ITA宣言パラ1)と定め、また、技術進歩等に伴う品目追加についてはコンセンサスで合意することを規定するなど、設立当初から技術進歩に対応する必要性を織り込んでいた。しかし、EUにおいて現在生じている問題は、本来ITA対象である品目が技術進歩によって多機能化・高度化したことにより、当初合意された品目と異なるという理由でITA対象外として課税されるというものであり、我が国は、ITA本来の趣旨やこれまでの成果(各国が行った関税譲許)に反するものと懸念している。

本問題については、2007年1月に甘利経済産業大臣(当時)がマンデルソン欧州委員(貿易担当)に対して解決を要請したほか、経済産業省と欧州委員会貿易総局との間で次官級の協議を累次行う等、解決に向けハイレベルでの協議を行ってきた。

しかし、EU側は解決への努力を行わなかったため、これらの製品に対する関税賦課はWTO・ITAに整合的ではないとして、米国、台湾とともに、2008年5月、WTO協定に基づく協議要請を行い、2008年7月にはEUとの間で二国間協議を行った。

しかしながら、二国間協議においても、EUより問題解決に向けた回答が得られなかったことから、我が国は、米国、台湾とともに、パネル設置の要請を行い、2008年9月にパネルが設置された。

2010年8月16日、パネルは我が国の主張を全面的に認めた最終報告書を全加盟国に配布。EUは上訴を行わず、9月21日に開催されたWTO紛争解決機関会合においてパネル報告書が採択され、パネルの判断が確定した。その後、我が国は、履行期間について米国・台湾と共にEUと協議を行い、2010年12月20日、履行期間を9ヵ月と9日(履行期限は2011年6月30日まで)とすることに合意。その後、EUは、2011年6月25日付官報で不当な関税率表を修正する履行措置を公表し、これを同年7月1日より施行した。さらに2012年2月9日付官報で多機能複合機、同年2月21日付官報で多機能複合機及びセット・トップ・ボックスの分類基準にかかる新規則を公表した。なお、モニターについては、違反とされた関税規則を2009年に撤廃している(同年11月10日付及び12月3日付官報にて公表)が、新しい関税規則は未だ発表されていない。

今後、我が国はEUの履行措置がパネル報告書に整合的に設計・運用がなされるよう働きかけを行うとともに、監視を続ける。

< カナダ >

オンタリオ州の再生可能エネルギー関連の電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ義務の撤廃

2009年5月、カナダ・オンタリオ州は太陽光や風力により発電された電気についての固定価格買取制度(フィード・イン・タリフ・プログラム)を創設。その際、同州政府は、発電事業者等が固定価格買取制度に参入する際の条件として、一定割合以

上の付加価値（組立てや原材料の調達等）が同州内で付加された太陽光・風力発電設備を使用することを義務化（ローカルコンテンツ要求）した。ローカルコンテンツ要求により、固定買取制度に参入しようとする発電事業者等が太陽光パネル等を購入する場合において、輸入製品より、オンタリオ州産の製品を購入しようとするインセンティブが生じる。その結果、日本企業がオンタリオ州向けに輸出する太陽光パネル等の製品は、同州産の製品に比べて不利な扱いを受けている。

オンタリオ州による本措置は、内国民待遇義務を定める GATT 第 3 条、TRIM 協定第 2 条違反の可能性があるとともに、補助金協定第 3 条に定める禁止補助金（国内産品優先補助金）に該当する可能性がある。さらに、こうした国内産品優遇措置は、容易に世界中に拡散する恐れがあり、我が国が強みを有する太陽光パネル等の環境関連産業は大きな影響を受ける可能性がある。そのため、本問題について、我が国は、カナダとの間で閣僚レベルによる申入れを行ってきたが、改善は見られなかった。

以上の状況を踏まえ、我が国政府は 2010 年 9 月 13 日、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部を通じ、カナダに対して WTO 協定に基づく協議要請を行った。しかしながら、協議で解決せず、我が国は 2011 年 6 月にパネル設置要請を行い、現在、パネルによる審理が行われているところ。

<アルゼンチン>

輸入許可審査制度の運用の是正

アルゼンチンは、ここ数年の間に多くの製品について、通関手続中における監視と管理のための仕組みを確立するとの理由で、輸入ライセンスを自動ライセンス制から非自動ライセンス制に移行させており、特定の冶金製品については、2008 年 11 月、エレベーター製品の輸入許可を非自動ライセンス制に移行した。これによって、日本からアルゼンチンに輸出されたエレベーターが、輸入港に到着しているにもかかわらず輸入許可が得られないため陸揚げが出来ず、納期の遅延や倉庫の保管料が発生するといった問題が生じていた。

WTO の「輸入許可手続に関する協定」では、非自動輸入ライセンス制度を導入する場合、輸入に対する貿易制限的なものであってはならず、またその許可に関しては原則として輸入申請後 30 日（申請を同時に処理する場合には 60 日）以内に処理しなければならないとしている。

本事案では、日本から輸入したエレベーターに関して、申請後 60 日以上を経過しても輸入ライセンスが下りておらず、WTO ルールに違反する可能性も高いことから、経済産業省は駐日アルゼンチン大使館に対し、本件エレベーター輸入について早期に輸入許可を出すことも含め、WTO ルールに整合的な運用とするよう要請した。また現地でも、在アルゼンチン日本大使館からアルゼンチン政府の複数関係部署に対し、本件への善処を求めた。

これらの我が国からの要請に対して、アルゼンチン側は早期解決の努力を行うとしており、アルゼンチンの港で留め置かれていたエレベーターについては、日本側からの要請後、輸入許可が出され、改善が見られた。

しかし、その後も他の製品について輸入ライセンスの発給遅延が続いていたのみならず、輸入ライセンス制度の対象産品が拡大され、2011 年 2 月 16 日付けの官報で新たに 179 品目を非自動輸入ライセンス制度の対象に追加し、対象品目は約 600 品目になった。また、アルゼンチン政府は、口頭による指導により、輸入金額と輸出金額を同等にするように要求している（輸出入均衡要求）との情報もある。加えて、2012

年2月には新たに輸入事前審査制度が導入された。こうした輸入制限効果を有する貿易措置の導入により、更なる貿易への影響が懸念されている。

これまで、我が国としては、WTO 輸入ライセンス委員会及び WTO 物品理事会において、EU、米国等と共同して累次にわたり懸念表明を行うとともに、現地大使館等を通じて申入れを継続している。2011年6月には、通商機構部国際経済紛争対策室長がアルゼンチン商工長官に対して申入れを行い、アルゼンチン産業省内に日本企業専用の相談窓口を設置した。その後、当該窓口を活用した産業省への申入れにより解決するケースが見られた（しかし、2011年10月のアルゼンチン大統領選挙後の省庁再編により、窓口は事実上閉鎖された）。また、本年3月に開催された WTO 物品理事会においては、日・米・EU・豪州等14ヵ国地域が共同で懸念を表明した。今後も、引き続き、あらゆるチャネルを活用し、アルゼンチンに対して本措置の改善を求めていく。

以 上